

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第86号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第3	議案 第87号	飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第88号	飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第89号	飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第90号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第91号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
第8	議案 第92号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第9	議案 第93号	字区域の変更について(古川町是重地区)
第10	議案 第94号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-1地区)
第11	議案 第95号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-2地区)
第12	議案 第96号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第13	議案 第97号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
第14	議案 第98号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第15	議案 第99号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第100号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)		
第17	議案 第101号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)		
第18		一般質問		
第19	議案 第102号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第20	議案 第103号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について		
第21	議案 第104号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について		
第22	議案 第105号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第23	議案 第106号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について		
第24	議案 第107号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について		
第25	議案 第108号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)		
第26	議案 第109号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)		
第27	議案 第110号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)		
第28	議案 第111号	令和6年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)		
第29	議案 第112号	令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第1号)		

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
建築企画監	砂	田	健	樹
危機管理監	高	見	友	太
財政課長	上	畑	浩	郎

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、6番、上ヶ吹議員、7番、森議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）
から

日程第17 議案第101号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

日程第18 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第86号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）から、日程第17、議案第101号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの16案件につきまして、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。16案件の質疑と併せて、これより日程第18、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

朝、雪が降ってきて冬らしくなってきました。今回温泉の質問もありますが温泉の恋しい時期になってまいりましたので、ぜひ温泉についてはいい話を答弁いただきたいと思っております。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので質問を始めさせていただきます。今回、3点質問させていただきます。1点目は割石温泉の関係、2点目は市営住宅関係、3点目は外国人の方の関係について質問させていただきます。

1つ目ですが、割石温泉の営業についてということで伺います。内容は2点あります。定休日の変更をすることは考えていないかということと、2点目は市民の交流の場所、行政型の福祉拠点ということでお伺いをいたします。この2つにつきましては、平成25年12月の一般質問で、割石温泉の月曜日定休を火曜日に振り替えになる点について質問いたしました。令和2年3月には、令和2年度当初予算にある割石温泉を活用した共生型福祉拠点の整備についてということで質問いたしました。

それでは1点目のほうです。定休日の変更についてです。以前質問したものなんですけども、「割石温泉の定休日は月曜日になっています。ハッピーマンデーにより祝日が日にちから月曜日

に移行いたしました。これにより年間10日程度が祝日や祝日の振替休日となりました。その影響で、月曜日を営業して翌火曜日を振替で休業にすると、火曜日は流葉温泉ニュートリノも定休日と決まっており、神岡町内の2施設が両方とも営業していない日が発生することになる。自宅の風呂がなく、銭湯代わりの利用も一定数あります。割石温泉と流葉温泉ニュートリノの同時休業が発生しないように、定休日設定の変更ができないか。」という質問をいたしました。その当時の答弁では、「地元の常連の方が多く、また、比較的高齢者の方の利用が多くなっており、この振替休館日の習慣が長きにわたり定着しているため、この制度について受け入れられている方も多いためと思われましても、議員ご指摘のような要望もあることから、祝日の月曜日を休館とすることについてなどの調査を行い、利用される方々の声を聞いて柔軟に対応したい。」という答弁がありました。そこの再質問では、「ここは観光施設ではないので、条例上でも老人福祉施設と明確になっている。飛騨市の老人の健康増進福祉施設ですから、1週間の平均を見ても祝日で利用が特に増加しているでもない。観光利用よりも常連の方の利用が多いと分かる。どのような方法で声を聞いていくのか。」と聞きました。答弁では、「割石温泉の窓口でご利用いただいた方に今ほど、月曜日を休館することに対するお考えを直接聞いていく。」との答弁がありました。その後、定休日を変更するという話も消えていましたが、最近になりまして、「火曜日の振替休業について何気なく行ったら、振替休業だった。」と。「ほかの曜日に固定できないのか。」という声が出てまいりました。

前回の質問から11年たっております。公共施設の月曜日定休は多いんですけども、これにこだわる必要はもうないのではないかなというふうに思っております。利用者が、この日は定休日と分かりやすくしていくべきだと思っております。ほかの入浴施設との調整もあると思われましても、運営の委託事業者や清掃業務の委託事業者との調整とかもあると思えます。人手不足のこの時期に定休日を変更するという事で、いろいろな調整・作業が増大すると考えられますが、常連の利用者目線で見ると、定休日を水曜日や木曜日に変更して、年末年始、大型連休などの連休時は別として、祝日でも定休日を休業とする方向で考えていくことはできませんか。参考までに令和6年の祝日は、水曜日は3月20日の1回、木曜日はゼロ回でした。

2点目です。市民の交流の場所、共生型の福祉拠点とはということです。7月1日、直営の運営から委託方式の運営へと移行しております。ロビーをはじめ模様替えを行い、キッズスペースもでき、子供の絵本や子供のおもちゃ、塗り絵コーナーなど子供が楽しめる工夫もされております。囲碁や将棋、オセロ、ジェンガ、マーじゃんなどいろいろな娯楽用品もそろえてあり、認知症予防のグッズもそろえて置いてあります。食事が食べられなかった割石温泉にも土曜日の昼どきにはご飯物の販売が始まり、カップラーメンや菓子パンの販売も今あります。火曜日はマッサージ関係のことが行われ、金曜日は幼児向けの「えいごであそぼう」というものが始まっております。また、子供専用ポイントカードも始まり、ポイントが貯まると好きなおもちゃがもらえます。新たな取り組みが始まり、子供と一緒に温泉に来て親がゆっくりできるように工夫がされています。同時に直営の委託方式ですが、集客に力を入れていることが伺えます。新型コロナウイルス感染症が始まった年の令和2年度に市民の交流の場所、共生型の福祉拠点整備が予算化されました。そのときの質問では、「温泉を核とし、ほかの機能も拡充し、子供からお年寄りまでの多世代が交流できる共生型の福祉拠点として整備や幅広い活用を模索するとあるが、全世代が利用しやす

い整備についてどのような考えを持って検討するのか。」と質問し、答弁では、「面白いことに、子供の数が横ばいから少し上向きだと。今どき子供が増えている。子供の遊ぶ場所が少ない。雪の降っている寒いときというのは遊ぶところが全くない。高齢者の方が日々銭湯のような形で集まって楽しむというような使い方をされており、介護予防で考えると、これは非常にいい役割を果たしている。全部かけ合わせて、割石温泉の中で実現してみたいというのができるのではないかと考えた。市民の皆さんが持っていらっしゃる今申し上げた課題を、割石温泉を舞台にしてやろうとすると、どんなことが考えられるのかというようなことを市民、有識者を交えて、今年大いに議論していきたい。」という答弁がありました。この後、新型コロナウイルス感染症の関係で大変な時期になりましたが、たしか予算の不用額としては上がってこなかったと記憶をしております。この先、飛騨古川駅東に全天候型の子供の遊び場の建設が民間の事業として予定されておりますが、冬季間は神岡町からは雪の峠越えがあります。4年前に子供の遊び場などを含め検討するとのことでしたが、どのような結論に結びついたのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

割石温泉の営業についてのご質問ですが、まず、1点目の定休日の変更についてお答えします。

老人福祉センター割石温泉の窓口受付業務等については、令和6年7月1日より「特定非営利活動法人けいちゃん」に委託しており、現在、ご利用者の方に対して趣向を凝らした様々なサービスを展開いただいております。その中で利用者の方の声を聞き取るアンケート箱を設置されており、「Mプラザ流葉温泉と休館日が同じになることがあるため、変更を検討してほしい。」というご意見があったと伺っております。令和6年度においても月曜日が国民の祝日となる日が年間10日間あり、現行のままであると次年度も1か月に1日はそういった日が想定されています。

そこで、割石温泉における年間の曜日ごとの利用者状況を確認したところ、日曜日が最も利用が多い曜日でしたが、水曜日、木曜日、金曜日が大差なく少ない状況で、休館日の清掃事業者と調整により水曜日に定休日を固定するという結論に至りました。休館日の変更については、施行規則の改正、委託している清掃事業者等の関係機関との調整、現在のご利用者の方への周知を丁寧に行う観点から、令和7年4月から実施したいと考えているところであります。

次に、2点目の市民の交流の場所、共生型の福祉拠点整備についてお答えします。

割石温泉の活用については、令和2年度に地元区、シニアクラブ、介護サービス事業所、市の担当部署を交え、割石温泉利用活用検討会、さらに全天候型子供の遊び場検討の分科会も含め3回開催いたしました。ここでは、温泉を核とし、裏手にある新館も活用しながら遊具常設のキッズコーナーや休憩・交流スペースを設置することや、シニア世代によるペタンク教室、基準緩和デイサービスの体操実施など多目的に利用いただけるような案をご検討いただいたところであります。

しかし、子供の遊び場については分科会で改めて実施した保護者アンケートにおいて、神岡地

区の設置場所としては市街地を求める声が多いことや、若いお母さんはメイクのこともあって、お風呂に行き子供を遊ばせるという需要があまりないことが分かり、旧神岡保育園にある神岡子育て支援センターに遊び場としての機能を保持させることで問題ないという結論に至りました。

結果として、割石温泉は共生型福祉拠点として整備するという形の結論は得られませんでした。委託事業者によるノウハウやレクリエーション事業にお願いする形で、市民交流の場としての活用を図っていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○11番（前川文博）

1点目、2点目の答弁をいただきました。休日については利用者のアンケートを取られての変更で、水曜日に固定ということですので、これはいいのではないかなと思います。Mプラザのほうにも電話が入って、そっちが変更できないのかという問い合わせも1件、2件あったということも聞いておりますし、やはり分かりやすい休日設定というものがいいと思います。11年前の一般質問のときには「サウナができないのか。」なんていう質問まで入れていたんですけど、これは無理だということは分かっておりますので、それはそれで置いておきます。

2点目の福祉の関係で、こちらのほうも地元で協議をされた。コロナ禍でいろいろこの年からは忙しくて、報告ということを私たちも受けていなかったような気がしたので、あえてどのような状況になったのかということでも聞かせていただきました。今の神岡子育て支援センターで問題ないということで、利用者の方がそれでいいということですし、新しい委託事業者のほうで子供を連れてきて、親まで利用してもらおうということでの集客に努めていらっしゃると思いますので、その辺をうまく活用方法も検討していただいて、もっと人が訪れやすいような利用方法も事業者のほうでいろいろと考えてくると思うんですが、いろいろと提案されてくれば、市では大体許可できるような範囲ということではいけそうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

その提案が、我々が目指しております目的と合致して、市民に喜んでいただけるようなことでしたらどんどんやっていただきたいと思いますと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。そのように進めて、入りやすい割石温泉をつくっていただきたいと思います。

それでは2点目に入ります。市営住宅についてということで2点あります。家賃設定の見直しについて。2点目、原則2人の連帯保証人についてということで伺います。

市が管理している飛騨市市営住宅、これには公営住宅、特定住宅、特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅など住宅の種類も複数あります。複数あるということで家賃の設定も安いところでは7,000円から、一番高くなると8万3,400円までと幅が広い設定となっております。そこで1点目、家賃設定の見直しについてということで伺います。今、物価が高騰しているために賃金が上昇しているというのがあります。岐阜県も最低賃金が今1,000円を超えて1,001円になっております。週20時間の労働をすると、社会保険や税法上の壁にぶつかってしまう時代となってしまいました。今、税法上の103万円の壁も見直しをされるようですが、それに伴い106万円とか130万円とかいろ

いろな壁があるということも出てきております。今後こういったことも議論されていくことになると思いますが、この公営住宅の家賃の仕組みも所得と連動して決まっていております。給料が上昇すれば、当然家賃の上昇にもつながってまいります。所得が上がることによって、入居基準を超えてしまうという可能性も出てくるのではないかと思います。今は物価高騰対策としての賃金の上昇が求められて上がっているという状況になっています。物価の上昇を追うように賃金の上昇が始まっておりますが、先ほども申したように、いろいろな所得金額の壁が存在してまいります。例えば子育てなどの支援にも所得基準があったりとか、この先、次々とかいような所得基準という問題点が出てくると思っております。物価高騰に対するために賃金を上げて、控除される金額や負担する金額が連動して上がると実質的な手取りが減り、可処分所得が減少に転じてしまうと思います。ますます生活が苦しくなるのではないのでしょうか。基礎年金も30%の底上げなどの話が出てきております。公営住宅については国土交通省で定めた金額がベースになっておりますが、実質的な可処分所得が増加しない現状の中、公営住宅も翌々年の家賃に反映されると、総所得は増えたものの生活は以前より苦しくなるのが予想されます。国が決めているため市が独自に見直すことはできないかもしれませんが、時限的な特例をつくるか、国に訴えていくとか、経過的な措置みたいなもので対応することができないかをお伺いいたします。

2点目、原則2人の連帯保証人についてです。市営住宅の入居資格には、主に住宅に困っていることが要件にあります。住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。ほかの世帯と同居して著しく生活上の不便を受けているなど、生活困窮者の受け入れの住宅でもあります。親族がいないなど、連帯保証人を探すことも不可能な方があると考えられます。民間の賃貸住宅ですと保証会社を利用したりしておりますが、年間の保証料が発生し、生活困窮者にはさらに負担となります。公営住宅における連帯保証人の補償範囲と必要性について伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の家賃設定の見直しについてお答えします。

飛騨市が現在所有する市営住宅は、ほとんどが国の補助を受け建設されたもので、建設後の管理運営についても公営住宅法等の法律に基づき適正に行わなければなりません。市営住宅の家賃については、世帯の収入や住宅の広さ、建築年数等に応じて決められる応能応益家賃制度に基づいており、毎年入居者から申告される世帯収入額を基本として家賃を設定しております。この算定方法は全ての自治体で同一であり、飛騨市が独自で設定することや、法律に基づかない特例対応を行うことはできません。

今後、社会の変化に伴い国において公営住宅法等の法律が改正され、家賃算定の基準が変更となるような場合には、国の基準に従って速やかに対応してまいります。

次に、2点目の連帯保証人についてお答えします。

現在、市営住宅の入居に際しては、2人の連帯保証人が連署した請書の提出を求めています。連帯保証人は入居者が家賃を支払わない場合、同等の支払い義務を負い、市では義務の上限を1

2か月分の家賃相当額としております。連帯保証人の確保については、これまでも滞納に対する速やかな家賃徴収等において、一定の効果を有しております。

議員ご指摘のとおり、様々な事情により全ての入居希望者が連帯保証人を立てることは難しいことから、市では特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人を求めない特例を設けており、これまでに連帯保証人の確保が要因で入居ができなかったという事例はございません。

しかし、国からは改正民法の施行に伴い、公営住宅への入居に係る保証人の取り扱いについて、各自治体において十分検討を行うよう指導を受けており、市においては身寄りのない単身高齢者等が増加している現状も踏まえると、今後は保証人の確保は一層困難になることも懸念されております。

こうした現状や近隣自治体の状況等も勘案し、現在、連帯保証人の有無について検討を進めており、市営住宅関連条例の改正も含め、今年度中に対応策を取りまとめたいと考えております。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○11番（前川文博）

2点答弁いただきました。家賃設定については私も言いましたけど、国土交通省で決めているものがベースでするのでできないということで、国のほうにはこういうことも今後出てくるのではないですかということをおっしゃっていただきたいなということで上げさせていただきました。

2点目の保証人なんですけども、今いろいろと話があって、一定の効果があるとかありましたが、改正民法の関係で、国のほうから自治体で検討をしてという話があって、今、保証人をどうするかということを含めた検討をしているという話でしたが、これは今後保証人をなくしていくというような考えなのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

保証人については特例という形で対応してはおりますけども、やはり保証人をつけなければいけないということで、それが要因となって市営住宅に応募もしてこないような方もいるかもしれませんので、基本的に市の考えとしては、保証人はなくす方向で現在検討を進めております。

○11番（前川文博）

保証人をなくす方向だということで、独居の方とか、親族のいない方にとっては入りやすくなるのでいいと思うんですが、ここで保証人をどうするのかという話をされていて出すのもおかしいんですけど、独居の方で保証人がつけられないよという方がいらっしやって、住宅に入りました。例えば何かあって倒れたとかいろいろなことが起きたときに、どこかに連絡をすとか、そういったことについては何か考えていかれるんですか。保証人以外の対策ということで、その辺はどうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

入居が決定した際には緊急連絡先という形で、親族等の連絡先の届けをしてもらうようにできないかということをお今検討しております。緊急時になかなか連絡が取れないと、例えば部屋の中

で入居者が倒れていた事案とか、家賃を滞納したときに連絡を取りたいと思っても連絡が取れないという状況で問題になったこともありますので、そういった場合に対応できるようにしなければいけないということで、緊急連絡先の届け出というものをさせていただくように検討をしておるところでございます。

○11番（前川文博）

市営住宅のほうはそういうことで、入居しやすいというか、申し込みやすい状況になっていくのであればいいと思いますので、ぜひともこの先、家賃設定の働きかけをしていっていただきたいなと思います。

それでは3点目のほうに入らせていただきます。多文化共生についてということで3点お伺いをいたします。外国人労働者や技能実習生の日本語研修について。2点目、地域とのつながりはどう考えるか。3点目、発災時における外国人の避難についての3点です。

令和6年は元日の能登半島地震に始まり、8月8日の日向灘沖地震が発生。それに伴い、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。また、列島の各地では線状降水帯の発生が多くなり、日本列島に広がってきております。また、台風も過去に例を見ない大型で強いものになってきております。そんな中、人手不足により外国人の労働力に期待が高まっております。人数も増える傾向にあり、日本語の理解力による言葉の壁もあります。海を越えて働きにやってきた外国人と迎え入れる地域が、お互いに安心して気持ちよく暮らせるための施策が必要ではないかと思い、質問いたします。

1点目、外国人労働者や技能実習生の日本語研修についてです。飛騨市には200名弱の外国人の方が住民登録をされております。日本語能力を測る試験として、世界的にも有名な日本語能力試験があります。レベルはN5「基本的な日本語をある程度理解することができる」からN1「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」まで5段階となっております。技能実習生の中にはN5の日本語能力で来日した方も多く聞いております。企業によりN3レベル「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」までを取得できるように努めているところもあります。私も外国語は話すことができません。海外へ行けば苦勞することになるんだろうと思います。

そこで、日本語能力がまだ不十分な外国人労働者及び日本語能力の向上に意欲のある外国の方向けに日本語の勉強について、飛騨市の支援と内容、今後の展開についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目です。地域とのつながりはどう考えるのかということです。例えばごみ出しや生活について出し方が汚いやできないという話も聞きますが、そうではなく分からないからできないというのが実態に近いようでした。私の近所の一軒家にも1年ほど外国人の方が1人で住まわっていたことがありました。会社の総務の方が付近を回り、迷惑をかけるからと挨拶をされていかれました。ある日、町内のごみステーションに青色の袋に可燃ごみが入って出してあった。また、別の日には他の袋で不燃物がなどいろいろありました。当然、収集業者は持っていきませんから、こちらの町内のほうで処理をいたしました。数回続きましたので一応総務担当の方に連絡したところ、「ごみの出し方は理解できないから、ごみは全部バスに乗せて事業所まで持ってくるように指導してあった。」ということでした。バスに乗せて持っていくということができなかったん

ですけど、私たちも知らないところへ行って、バスや列車でゴミを持って会社へ来いと言われても恥ずかしいなというのも思うので、多分できないんだと思います。この方は町内会の行事にも参加され、懇親会にも参加して、ある程度話ができるレベルでしたのでかなりの日本語のレベルだったと思います。それでもこの状況でした。懇親会の際、出身国のことや文化の違いなど、いろいろ聞くことができました。ただ単にごみ出しができないからと目くじらを立てて言うのではなく、何が難しいのか、どんなところが自国と違っているのか、どうしたらできるようになるのかななどを一緒に考えてあげる姿勢が必要だと思います。そのためには、私たち日本人も外国人の文化を理解しようと歩み寄っていく姿勢も大事だと思います。

そのきっかけの1つとして、外国の人が自分をアピールするための機会づくり、場所が必要ではないでしょうか。また、外国人の方が自分の国や自分のことを発信できる体制。また、外国人も自分からいろいろなことができるまちづくりということ。また、小中学校では授業での交流の場をつくるなど、考えるといろいろなことができるのではないかと思います。また、これを行うには企業の協力も必要となってまいります。他国の文化では、休日や時間外にそんな活動をする文化がないと思います。でも、この日本、また今の飛騨市で安心して外国人の方が自分らしく生活していただくには、地域との交流をもって言葉を交わしていくこと、そして共に社会・町をつくっていくことが重要だと思います。例えば外国人のキーパーソンなどの方を見つけて、その方を活用してイベントや交流などの地域とのつながりをつくっていくことも必要ではないでしょうか。

3点目、発災時における外国人の避難についてです。災害発生時または災害が発生する恐れになったとき、避難指示が発令されます。6月には飛騨市の防災訓練がありました。私の地域でも外国人技能実習生の方が避難場所に来ましたが、会社で言われたので参加した雰囲気でした。何のために避難所に来たのか、避難所とは何なのか、何をしたらいいのか分からない状態。多分、避難訓練というものが分からない状態だと思います。町内会に入っていないので町内の回覧板などは回ってきません。これは日本人の町内会に入っていない方も同じことなんですけども、8月25日に神岡町公民館で地域のボランティアによる「外国から来た人のための防災勉強会」というものがありました。私も参加することになり出てまいりましたが、参加者は全部で32名。内訳は外国人の方が11名、日本人の小学生が4名、日本人の大人が17名でした。第一部では防災基礎知識の講義、第二部は架空の町を想定した災害シミュレーションゲームを行いました。ゲームでは様々な災害に関する用語もあえて日本語で実施されましたが、外国人の方は何のことかさっぱり分からない状況で進んでいたと思います。土砂災害、大雨警報、台風接近、河川の氾濫など、はてなマークがいっぱいついた言葉を聞いておりました。

外国人労働力への期待が高まる中、命を守る防災についてどのように理解を深めてもらうのかも課題の1つであると考えます。そのためには、外国人の方だけを集めて防災について指導をするということでもなく、地域の日本人とも連携が必要になってくると思います。外国人にも必要な情報が届くよう、多言語発信や「やさしい日本語」での発信も必須です。こうした情報弱者を生まず、有事に地域の外国人と日本人が協力し合える関係をつくるための施策はどのように考えておられますか、お伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、1点目の外国人労働者や技能実習生の日本語研修に関しましてお答えいたします。

現在、飛騨市で行っている支援といたしましては、「外国人技能実習生等雇用支援事業」と「生活文化相談員及び日本語学習事業」がございます。外国人技能実習生等雇用支援事業は、外国人技能実習生及び労働者を雇用する事業所の業務効率の改善を目的に、生活指導に伴う通訳派遣や事業所内で実施する日本語授業費用の一部を補助するもので、必要な経費の2分の1以内、1,000円未満切り捨てで、1日当たり1万円を限度に年間24回まで申請することができるもので、去年は2事業所から申請がございました。

また、生活文化相談員及び日本語学習事業は、外国人材を雇用する市内事業所からの依頼で、市が委託している2名の外国人通訳の方と日本人通訳の方に、職場での通訳補助や飛騨市での生活における相談、翻訳業務日本語教室の開催等を支援いただいております。去年は生活文化相談で7回、日本語学習で1事業者10回の利用がありました。

利用事業者からは、お互いに意思疎通が難しい中、間に入っていただきかみ砕いて説明していただけるので非常にありがたいというご意見を多数いただいておりますが、一方で、通訳者の皆さんが別の仕事を抱えながらの支援になるため、なかなか依頼されたタイミングで支援することが難しい場合もあるようです。

今後も人材不足対策として、外国人雇用を検討される企業が増えていくことが想定されますので、事業者と定期的に意見交換を行いながら、事業者、外国人技能実習生、労働者双方が求める支援対策を検討してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは2点目のご質問、地域とのつながりをどう考えるかについてお答えをいたします。

議員ご発言のとおり、市内に居住される外国人の方々が、地域や住民と相互に関わりを持つ機会を創出していくことは大変重要なことと考えております。当市における外国人の数は、人口比で県内41位と最も少ないと言える状況ですが、県が実施する外国人住民数調査によれば、飛騨市の外国人人口は令和6年6月末時点で242人で、平成28年同時期の122人から8年間で約2倍と年々増加傾向にございます。また、242人中151人、約62%は市内での就労や技能実習のために居住をされております。人口減少下において労働人口が不足する中であって、外国人材の確保は今後の本市にとっても重要な課題であり、同時に、外国人の方々が暮らしやすく、雇用されている企業等や地域の方々とうまく付き合っていける環境を整備する必要があります。

こうした中で、現在市内では地域住民の方々によって、外国人の方々と交流するための様々な取り組みが実施をされております。例を申し上げますと、日本語教室をはじめとして、母国の文化

の紹介や料理を一緒に作って味わう会、茶道や着付けの体験、防災について学ぶ会やスキーや雪に親しむ会、地域イベントへの参加など、いずれも日本文化や慣習を学ぶだけではなく、参加者同士が交流でき、地域住民の参加も可能な機会として行われております。

市といたしましては、こうした民間の方々の活動を広げ、同様の取り組みが波及していくよう後方支援を行っていくことが重要であると考えております。このため、実際に取り組みを行っている方々のお声を踏まえ、新年度において、交流を目的とした会を催す際に必要となる経費の支援ですとか、学校や一般向けの講演会の開催など、多文化共生について学んでいただく機会を創出することを検討しております。こうした取り組みを行う中で、外国人の方々も主体となって行われるような取り組みが生まれることを期待しているところです。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、飛騨市在住外国人の避難についてお答えをします。

飛騨市内には、令和6年6月末現在で242名の外国人が居住しており、その出身国は多い順にベトナム、インドネシア、韓国、中国、フィリピンとなっております。その方たちの在留資格は、特別永住者、永住者、技能実習であり、特別永住者、永住者が約半数で、残りの半数が技能実習です。

御存じのとおり、永住者は基本的に日本人の配偶者か日本国内に10年以上在留し、かつ資産・技能を有することとされ、特別永住者はサンフランシスコ平和条約締結により日本国籍を喪失した韓国・北朝鮮・台湾出身の方です。これらの方は、既に地域社会とのコミュニティーを形成されており、防災・避難等に関しては日本人と変わらない状況にあります。次に、技能実習の方は、事業所等に勤務され仕事時間以外はそれぞれのご自宅等に戻るわけですが、いずれの方々も事業所においてそれぞれの出身国に応じたコミュニティーを形成し、人と人とのつながりや地域とのつながりを維持しております。そのため、防災や避難に関して、事業所管内においては事業主等を通じて避難指示等の伝達をしていただくこととなります。事業主に対しては、事業を所管する部局において外国人労働者を雇用する事業主への指導啓発を行っております。

一方、居住地等では行政区長等から地域コミュニティーを通じて防災や避難に関して伝達することになりますが、外国人居住者の実態について、必ずしも区役員が十分に把握できている状況とは言えません。このため、該当する外国人の方には、防災や避難に関していち早く情報を提供するため、岐阜県危機管理部防災課の指導のもと、岐阜県国際交流センター「G I C」のフェイスブックにアクセスし、災害時多言語自動発信システムからの情報を受信できるようお願いしております。このシステムは、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語の6か国語での情報受信ができ、飛騨市災害対策本部からの避難情報等のみならず、河川の水位状況や生活関連情報、イベント情報等も受信できます。さらに、政府により日本に入国する外国人に対しては、プッシュ型情報発信アプリ「Safety Tips」を利用するように指導しています。これは14か国語で情報発信され、多くの外国人が利用していると伺っておりま

す。

いずれにしても、技能実習の外国人に対しては、今後の防災・避難について事業主との連携をさらに強化するとともに、行政区長等に対しては区の防災計画等において外国人居住者に対しても配慮していただくよう依頼を続けてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○11番（前川文博）

今3点の答弁をいただきました。地域とか、日本語とか、防災ということで、答弁はどなたでもよろしいのですが、やさしい日本語という言葉が最後に出てきたんですが、これはどういうふうに外国人に伝えるのがやさしい日本語なのでしょう。そこをまずお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

G I Cで出しているやさしい日本語につきましては、例えば「洪水」という言葉については「川の水が多くなります。」、「あふれそうです。」、そういうような形で優しく伝えるということで設計されていると伺っております。ただ、細部については運営のほうが管轄しておりますので、そこまでの答弁とさせていただきます。

○11番（前川文博）

よくやさしい日本語というものが使われるんです。これは2日ほど前の新聞にも出ていたんですが、高山市で初企画ということで、外国人を雇う会社の従業員を対象にした「やさしい日本語講座」が12月1日に行われたと。例えば、書いてあるには、私たち日本人が物が食べれないときに、私、辛い物は苦手なんですけど云々かんぬんとなるんですけど、こういうのは、食べれませんか。あと、腰を下ろすは座る。手を貸してほしいときは、手伝ってなど、短い単語で分かりやすく言うのがやさしい日本語だと、私もちらっと聞いているんです。私もさっき「やさしい、日本語」とあえて分けて言ったんですけども、短い単語にして言わないと、外国人の方はわーわーっと日本語が聞こえるだけで、何か分からないというのを聞きました。8月の研修会のときに、講師の方が日本人向けに言われたのは、最初に、分かりやすくしゃべってください。「はさみの法則」です。はっきり言う、最後まで言う、短く言うということで、これを守って伝えれば、ある程度聞き取ってもらえます、長々言わないということは言われましたので、私はこれがやさしい日本語につながっている話かなと思いました。本当は最後のほうで言おうと思ったんですけど、今ちょうど答弁の中で出たので、最初に話をさせてもらいました。

それで、日本語の話になるんですけども、市のほうでも今2つほど補助制度があつて会社で利用したりということであつたんですけども、会社で利用してやっているとありますし、私が聞いたのは、技能実習生で来ている方は費用負担が出るので会社でやれば参加する、そういう学ぶ機会があるんですけど、会社のほうでそういうことがないと、ほとんど日本語を勉強する機会がないという話があつたんです。そういう方々は、地域にも話せないから出てこないという状態になると、隣の家に住んでいる方はどこの人かなというのもあつたりするんです。例えば市のほうで、1回500円とかで市主催の日本語教室を各地でやって、そういう方々に参加していただくとか、会社も関係なしでできるようなシステムとか、そういったことは考えられませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今、前川議員にご提案いただいたやり方も1つの方法ではあると思います。これからも外国人労働者を雇用していらっしゃる事業者を通じて、外国人の皆さんのニーズもお聞きした上で検討してまいりたいと思います。

○11番（前川文博）

ぜひ検討していただいて、やっていただきたいなと思います。日本人にも分かるとか、やさしい日本語ということがまず基本になると思いますので、そこをやっていただきたい。

それから先ほど、2点目の地域とのつながりの中で、文化の交流とか、料理とか、茶道という話が出てまいりました。スキーとか雪関係で日本の文化を知ってもらうということであって、多文化共生交流会というところでも、去年は7月1日に神岡町でインドネシアの料理作り体験とか、そういうことをやられています。神岡町の喫茶店で外国人の方が、ギターを持ってきて自分のところの音楽を弾いたりとか、いろいろなことを神岡町の中でやられているんですが、相互理解、外国人の方に日本のことを教えるのもいいんですけど、外国の方の文化をまず知って、その方はどういう地域からどういう文化を持っていらっしゃるのかなということを知る機会も必要だと思うんですが、相手の方の文化を日本人に広めていくということは、何か検討されますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議員おっしゃるとおり、双方向での取り組みが必要かなと思われれます。先ほどご答弁の中でも申し上げましたが、民間の方々の中で意欲的にいろいろと交流の機会を設けていらっしゃいます。そういう方々の会におきましてはですが、議員ご承知のとおり、日本の文化を学ぶということもありましょうし、外国の文化を日本に知ってもらうということもやっておられます。そこはおっしゃるとおり双方向からの取り組みが必要であるというふうに考えております。外国の文化を日本人も学ぶということが重要だということをおっしゃったけども、先ほど答弁申し上げたように、一般的な講演会とか、学校での講演というか、そういった機会もつくっていききたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。その双方向でぜひやっていただきたいなと。特にいろいろなイベントとかをやると、市のほうがやったとか、そういう計画をしたというのがあるんですけど、そういうふうではなく、お互いが知るためにこういうのができたというイベントができるが一番いいと思いますので、その辺は考えていただきたいなと思います。

外国人のキーパーソンという話もしましたが、ALTの方も話是可以するんですけど、自分のお金でまた日本語教室に通ったりということもあるんです。これは教育委員会のほうになってしまうのであれなんですけど、こういった方にもぜひ日本語をもっとしゃべってもらって、ほかの技能実習生の方とかを引っ張って行っていただきたいと思うんですが、そういったところにもサポートは商工観光部のほうでは無理ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほども出ましたように、市内にいらっしゃる外国人労働者の方はベトナムとかインドネシアの方が多いいいことはお話ししました。一方、ALTはカナダですとか、アメリカなどから来ていらっしゃる方が多いので、そこでのすり合わせがどうかというところはございますが、また教育委員会のほうとも情報交換をしながら、サポートしていただける部分が出てくるのであれば、そういったところでは考えていきたいと思っております。

□企画部長（森田雄一郎）

少し補足をさせていただきたいと思っております。ALT関係ではないんですけれども、議員からキーパーソンというお話が出てまいりました。先ほども民間の方々で市内にはたしか4名、いろいろと活動されていらっしゃる方がいます。一緒に就いたところでもございまして、キーパーソンの方と一緒に企画をするというところまで行けてないのかもしれませんが、岐阜県の多文化共生推進員の方が古川町にいらっしゃいますけれども、その方も外国人の方と一緒に、おっしゃるようなキーパーソンかもしれませんが、そういう交流の場の企画段階から一緒にやっていくことがとても重要だということをおっしゃっておりますので、そういったやり方も重要だということで、これから多文化共生の取り組みを進めていければなと思っております。

○11番（前川文博）

そういうふうに進めていただきたいなと思っております。

今いろいろと話をしましたけども、飛騨市がこの先、多文化共生社会の実現に向けて取り組む姿勢を強化していければ、外国人の方が安心して暮らせるまちづくりを進めることができると思っておりますし、地域全体の魅力を高めることもできると思っております。全国のモデルケースになるようなことを期待して、この先を期待しております。

これで一般質問を終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時5分といたします。

（ 休憩 午前10時57分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は大きく2つ質問したいと思います。

まず1つ目、指定管理者制度の適正な運用と問題点について、4点お聞きしたいと思います。

地方自治法第244条の2第3項の規定によって、指定管理者制度の適正な運用を行うために、市には、指定管理者制度運営委員会が設置されております。委員会は、副市長、各項の施設を所管する部長、各振興事務所長及び財政課長で構成されております。設置目的は、指定管理者制度の適正な運用であります。この委員会で行われる事務に、運用に関する重要な事項の協議及び検討とありますけれども、適正な管理運用として、指定管理施設の法令遵守は徹底されているのか、委員会の見解を伺います。また、これまで、適正な運用による改善点など、事例があれば明示していただきたいと思えます。

2つ目に、ホテル季古里の中で、月100時間を超える時間外労働、それに起因する疾病、経営本部からのパワハラ、公益通報者保護法に違反するとも取れる言動が起きております。このようなことが、80.5%もの筆頭株主である飛騨市の監督下で起こっていることは、私は大変看過しがたいものがあります。市の責任ある対応と説明を求めます。

3つ目に、来年4月から、3年間の契約でホテル季古里の新しい指定管理者が内定しているようですけれども、その評価と審査結果はどのようなものか伺いたいと思えます。

4つ目に、3年後以降のホテル季古里の施設活用はどうする方針なのかであります。さきの9月議会一般質問の答弁の中で、市長は筆頭株主として、行政財産の所有者として、そして、指定管理者制度を現に導入している飛騨市長として、ホテル季古里の親会社である株式会社飛騨ゆいの経営状況、ホテル季古里の現状、この施設の役割などを縦横に説明されました。私もしっかりと受け止めたつもりでおります。その上で、耐用年数があと20年あるこの施設をどう活用するのかは、まちづくり、地域づくりと絡めて大変重要であると考えております。市に構想はあるのか、伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の指定管理施設の法令遵守についてお答えします。

ご質問にあります、指定管理者制度運営委員会につきましては、指定管理者制度を市内施設に適用して運用するための例規、制度、募集要項、資格条件等についての検討を行うために設置されているものであり、指定管理者の運営体制についての監視を行うことを所管しておりません。指定管理者の法令遵守を含む運営体制等については所管課が所管し、毎年度事業報告書提出後に点検評価を実施することとしており、施設でのヒアリングを義務づけております。この際に、法定の点検事項等について確認することとしており、不足点があれば指摘し、改善を求めることとしております。

法令遵守については、業務仕様書で適用法令を規定しておりますので、例えば個人情報保護法に関する取り扱いマニュアルの整備状況、消防設備点検での不備事項の改善状況などについて点

検評価時に確認することとしておりますが、全ての法令違反がないかをチェックすることは業務的に困難であると考えております。

次に、2点目の株式会社飛騨ゆいの違法な社員雇用に対する市の監督責任についてお答えします。

株式会社飛騨ゆいにおける労務管理については、契約している社会保険労務士と逐次相談されながら対応されており、時間外勤務時間についてもいわゆるサービス残業がないように漏れなく計上しており、違法な状態が放置されているとは認識しておりません。この点については、株式会社飛騨ゆいへのヒアリング調査を実施し、令和6年度に月100時間を超える時間外勤務があったことは確認しておりますが、その状況として、繁忙期の予約客に対応するための対応で一時的に起きたものであったこと、今年初めて起きた状況であり昨年まではなかったこと、組織的に常態として無理な勤務を強いていないことを聞き取りと記録で確認しました。また、その後の対応として、予約受付数の抑制により勤務時間抑制を行っていること、代休取得促進によって休日数確保を図られていることを確認しました。

確かに時間外勤務時間が100時間を超えることが労働基準法で認められていないことは間違いありませんが、発生した時間外勤務については全て集計して支払われており、隠蔽や改ざんの意図もなく、その後には組織的に改善の取り組みをされていますことから、意図的に違法な雇用を継続しているとは考えておりません。

また、議員が述べられたパワハラと公益通報者保護法に違反するとの言動についてですが、パワハラについては相談があったことは確認しておりますが、その認定の有無を含めて詳細をここで申し上げることは差し控えます。公益通報者保護法に違反するのご指摘については、通報先からの調査や照会がなされた事実はなく、株式会社飛騨ゆいにおいて公益通報に該当するような事案があったとは認識しておりません。

いずれの件も、そのような事案があるとすれば、最終的には労働基準監督署において判断されることであると承知しています。こういった案件については、どちらか一方の主張をうのみにすることは適当でありませんので、市が介入するのではなく、そういった事案があってその当事者であると思われる場合には、権限のある機関へ相談いただくことが適当であると考えます。

今回のご質問について、このような議会の場で、事実確認が十分にされているとは思われない事柄に対して、法令違反やパワハラ、公益通報者保護法違反などのスキャンダラスな文言を使用されることについては、その言葉が独り歩きしてしまうことで株式会社飛騨ゆいに対する信用失墜につながることも考えられ、ひいては従業員の不安をあおることになります。事実確認や表現については、十分に検証された上で慎重に行っていただきたいと考えます。株式会社飛騨ゆいの社長も、「9月議会の後には報道を見た外部の方からの言葉で悲しい思いをした社員もおり、今回の件も一般質問される前によく事情を聴いていただきましたかった。」と申されていました。

次に、3点目のホテル季古里の新指定管理者の評価と審査結果についてお答えします。

新指定管理者の選定については、11月6日に選定委員会を開催し、会社設立の確認の条件つきで、申請者を指定管理者候補者として選定しました。現在は、まだ会社設立が確認できておらず、まだ候補者に選定とはなっておりませんので、今後会社設立を確認した時点で候補者選定と決定の決裁を行います。候補者決定後に速やかに指定管理者指定の議決をいただくよう、手続きをす

る予定です。

選定委員会へ提出した資料における所管課の評価としては、100点満点中の67点となっており、50点以上で合格としております。審査結果については、会社設立前である点や収支の記載内容、営業方針等についての質疑がございました。申請書の内容においては不合格とすべき点はなく、特に市内事業者による申請であったことについておおむね好意的な意見であり、会社設立確認の条件つきでの選定がされたところです。

次に、4点目の3年後以降のホテル季古里の施設運用についてお答えします。

ホテル季古里については民間譲渡も今後の選択肢として考えておりますことから、今後の運営状況や施設の状況なども見ながら、3年後の次回更新時まで指定管理を継続するか否かについて検証し、判断したいと考えております。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1点目です。指定管理者制度運営委員会は、運営管理は所管ではないということでした。では、その運営管理はどこでやっているのか教えてください。法令違反をチェックするのは難しいということでしたけれども、それがやられなければいろいろな問題がこのように起きてくるわけですから、その所管を教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

先ほどの答弁の中でも申しましたけれども、所管課が所管をしておりますので、毎年の事業報告書の提出後に点検評価をする際に確認をするということにしております。また、その中での法令の遵守ということに関しましては、基本的には性善説に基づきまして法律は守ってやるということが前提の制度でございますので、もし違反事項が具体的に明らかになっておることが分かっておりましたら、当然その点については確認をいたします。ただ、全ての項目について確認をするということは、業務的に困難であると考えております。

○13番（籠山恵美子）

市としては、会社のほうの話は聞いているようですね。ですからこういうような答弁になるんだと思います。そういう言葉が独り歩きをされては困るということでしたけれども、それでは具体的に、私に相談があった、社員の方から聞き取った内容を伝えながら、その状況を知っていただきたいと思います。

まず、株式会社飛驒ゆいにはこんな分厚い就業規則があります。この中には様々な守らなければならない法令、ルールが網羅されています。就業規則第68条にはハラスメントの定義、第69条にはハラスメント禁止行為も書かれております。さらに、第71条には個人情報や内部通報の規定があります。「その扱いは公益通報者保護法に基づき実施する。」とまで明記されています。ですけれども、私が社員の方々から聞き取った相談の一部によりますと、時間外労働が月100時間超えは繁忙期にあっても異常、過労死ラインであると労働問題の専門家にアドバイスをされたので、この方は会社に「労働災害で治療をし、仕事を続けたい。」と言うと、会社は「社会保険労務士が、その勤務時間や病名では労働災害にはならないと言っている。」と言われたといいます。め

ちやくちやな言い分ですよ。労働災害基準はちゃんとあるんですよ。さらに、この会社は「籠山議員が動いているんだらう。議員に直接話すな。議員には株式会社飛驒ゆいに出向き、社長と話そうに言え。議員に話すと大ごとになるし、裁判やいろいろなことで大変になる。会社が迷惑を被る。」こうも言っております。相談された社員の方は何度か会社呼び出され、過重勤務で精神的な疾病を患っているにもかかわらず、このようなハラスメントを受けているわけです。こういう実態を市はどのように受け止めますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

パワハラとおっしゃっている内容につきまして、今おっしゃったような詳細な内容までは市では把握しておりませんが、こういったことがあって、それについてどこかへ相談されるということでありましたら、先ほど申しましたように労働基準監督署でありますとか、そういった権限のあるところへ訴え出られるということが必要なのだらうというふうに考えております。市のほうでこれに介入して、何か対処するというべき事柄ではないと考えております。

○13番（籠山恵美子）

私は、市は介入すべきだと思いますよ。議員というのは、市民のご用聞きだと考えているんです。私、議員生活32年間、常に生活相談、労働相談、法律相談を議員活動の柱にして活動してまいりました。今もそうです。ですから、私は議員として民間の会社、株式会社飛驒ゆいの経営者にあれこれ言われる筋合いはありませんし、逆に民間会社に私が乗り出す筋合いもないんです。ここは市が介入すべきだと思っています。指定管理施設で働く市民から受けた問題の解決は、飛驒市に訴えるのは当たり前でありますし、ですから私はこうしてこの場で訴えております。市はこの公益通報をどう保護するのかということです。ぜひ市の窓口に言ってくださいというようなアドバイスも市はできるのではないですか。この際、市長にどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

詳細に承知しておりませんが、公益通報があれば、それに従ってしかるべき課によって対応していくということになりましょうし、また、指定管理者のほうで起こったことで一定の法令違反ということが明らかになれば、それはまた市としての対応が出てくるのだらうと思いますけども、基本的には先ほど建築企画監からあったように労働基準監督署なりへの対応とか、そういったことで対応していくということがまずは一義的には必要ではないかなと思います。

○13番（籠山恵美子）

とはいえ、働いている方々はそういう目に遭ったときに、さてどうしたらいいものやら、会社にされたことを会社に相談をするわけにもいかないということで、議員の私のところに来たんだと思います。私はその相談に乗って、労働問題の専門家を紹介したりしました。相談に乗ってもらって、めちゃくちゃな対応を会社がしているということも分かりました。

このことは3月31日まで株式会社飛驒ゆいはホテル季古里を経営しているわけですから、即刻、

3月31日までの責任として解決してもらいたいと思います。ホテル季古里で働く現場の社員の方々の声、あるいは様々な疾病を患ってしまっている複数の社員の方々、この方々の声を聞く用意は、市長にはございますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どんなことであれ、お話されたいということであれば、それは伺いたいと思いますし、議員もご相談に乗っておられるということなので、ここでしゃべることだけが相談の対応ではないと思うんです。労働基準監督署とかそういったところに一緒につないでいただくということもありましょうし、一般質問の質問だけが対応ではないというふうに思いますから、今のお話を聞かせていただくことも含めて、またそういったアクションの中でいろいろと対応いただければありがたいなと思います。

○13番（籠山恵美子）

実際に私は、そういう労働問題の専門家につないでおります。今相談に乗っていただいております。

それから、これはたまたま株式会社飛騨ゆいで起こっていることですが、指定管理者施設全般に何かがあった場合に、このような類似されるケースが起きた場合にも市としての対応はこれから問われると思いますし、そういうことがないように所管課の管理するところもきちんと対応していただきたいと切に思います。

市は会社側の話は伺ったんでしょうけれども、現場の職員の方々からお話を伺ってないですね。いかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

訴えている方がどなたなのかということは承知しておりませんので、その方からのお話を伺うということも当然しておりません。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、議員も職員の方から話を伺われただけというふうにかがわれますけれども、どちらか片方だけの意見をうのみにするということが適当ではないというふうに考えますので、そういった辺りをしっかりと公平に判断すべき機関として、先ほど申しましたような機関がありますので、そういったところに判断していただくということが大事かと思っておりますので、どちらか片方の意見が正しいということではないというふうに考えております。

○13番（籠山恵美子）

ですから、私は最初に言ったように市が介入すべきだと言っているんです。常日頃、私たちは自戒しているわけですよ。民間企業のすることにいちいち口出しはできない。こういうことですよ。こうやって相談が起きた場合に、その相手方の会社は民間の会社ですからね。ただ、大株主は市ですよ。でも株式会社なんです。相手は利益を生むのを至上命令としている株式会社なんです。ですから、その中で働く人が今苦しんでいて相談を受ける。その株式会社の筆頭株主が行政指導なり、責任を持って指導しなければならない立場にあるとしたら、私は市に言うのが当然だ

と思うんです。そして市が介入をして、一体どういうことが起きているんだということをちゃんと公平にヒアリングをして対応する、そういうことが筋ではないでしょうか。どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

通常の株式会社の総会などの際に、株主から行政指導というような指導をするということは普通はないのかなというふうに思っております。経営内容について意見などを申されるということは当然あると思いますけれども、そういったことを所管するのは、あくまで労働基準監督署でありますとか警察になりますので、そういったところが判断するということだと考えております。

○13番（籠山恵美子）

市長はお話を聞いてくださるということですから、まず聞いていただいて、その後いい方向になっていただければなと思います。

3番目の新しい管理者ですけれども、資本金は300万円ということを昨日伺いました。資本金300万円で、今ホテル季古里が行っている宿泊業と同様の宿泊業をやるということですよ。補助金の目的がそうですから。その宿泊業を継続することは可能なのでしょうか。指定管理料はなしですよ。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

資本金といいますのは、会社を設立される際に準備をされるお金ですけれども、これが運転資金で、この金額内で回されるということでは決してありませんので、運転資金については別途準備されてやられるということになるかと思えます。ですので、300万円で事業を行うということではございませんので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○13番（籠山恵美子）

9月定例会のホテル季古里に関する質問のところで、市長が答弁をされた中に、株式会社飛騨ゆいの繰越剰余金がマイナス6,400万円だという説明がありまして、資本金は1億円だと。それをほぼ食い込むほどに経営が逼迫しているという説明でありました。つまり、運転資金は別途あるといっても、もしこの3年間で何かがあったときにはどうしたって資本金で何とか賄わなければならないかもしれないじゃないですか。そのときに300万円という額は妥当かなと、大変心配になるんです。全く宿泊業はやりません、別なコンセプトでやりますというなら可能性はあるかもしれませんが、あれだけの客室を抱えて、同じようなサイズでホテル季古里と同じような宿泊業をやるということなものですから、選定委員会では67点を取ったということですが、大丈夫ですよ、これだけの点数を取ったのはこういうことなんですということをぜひ説明していただきたいと思えますし、その中でどこに課題があり、あるいはどこに黒字の要素があると判断をされたのか、その辺りもお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

この候補者になっていらっしゃる申請者のほうでございますけれども、運営の準備をするお金に関しましては融資などで準備をされるということであろうと思いますし、指定管理者制度として、まず初期投資が少なく済むということのできるのが、この指定管理者制度ということになります。建物でありますとか、設備でありますとか、そういったものは市のほうのものを引き続き使っていただくということですので、大きな初期投資が要らないということが指定管理者制度のメリットということでもありますので、その中でできるということで申請をされたというふうに考えております。

また、指定管理者のほうの評価すべき点としましては、現在、市内でそういう宿泊業に携わっていらっしゃる方が代表でございますので、そういった知見については、これまでの指定管理者であります株式会社飛驒ゆいよりもお持ちであろうという点と、ホテル季古里のほうの立地を活用しまして黒内地区にクアオルトの道でありますとか、薬草とか、そういった拠点がありますので、そういったところを活用したり、また、現在市でも推進しております薬草を活用したメニューをつくったり、体験型の宿泊プランなども考えるというようなことをおっしゃっていらっしゃいました。こういった辺りが現在の指定管理者よりも、お客を呼び込むための魅力的なプランづくりというところに寄与するのではないかなというふうに評価をしたところでございます。

○13番（籠山恵美子）

分かりました。

では、4番目、指定管理施設の新しい時代に合った考え方というのを、ぜひこの機会に教えていただきたいと思います。3年以降のようにホテル季古里を活用していくのかということなんですけれども、昨日、耕作放棄地の質問と答弁のやり取りの中で野村農林部長だったと思いますけれども、内発的動機という言葉が使われました。私、とても印象に残っておりまして、内発的動機というのはとても大事な、大切だなということを思っています。それは、今年飛驒市は合併20周年でありまして、その記念事業に、市民の方々のいろいろアイデアを募集して、今の時点で42の市民団体が応募をされて、この内発的動機を具体的に企画にして、そして様々に具現化して、町をにぎわせているということが分かりまして、本当にいいことだなと。いわゆる内発的動機を持たれた若い方々の市民パワーが今回の合併20周年記念事業を大いににぎわせている。回覧板で回ってくるチラシの数々を見ただけで何かわくわくするような、新しいアイデアが、企画がいっぱいありますよね。とても大事なことで、そういう若い人たちのパワーが、指定管理制度をこれから継続していく上での継承者になるかもしれないと、私はひそかな楽しみを持っているんですね。

今、指定管理施設を運営されている方々も徐々にお年を召していきますし、それから時代とともにいろいろなりリニューアルも必要になってくるかもしれませんし、コンセプトも変わってくるかもしれません。そういう施設をいっぱい抱えている飛驒市ですから、これから次々にその施設を継承してくださる方をつくらなければならないじゃないですか。そういうことで思いますと、今回の市制20周年記念事業のこういう成果を見ていて、そして内発的動機がどんどん具体化されて、ここまで来たんだなと思っているんです。ですから、3年後以降はホテル季古里の施設活用にも、そういうことができるかもしれないと思っているんです。有機農家のグループが、このホ

テル季古里を活用した周辺の耕作放棄地なども一緒に絡めて運用していく。そこに有機農業のターミナルを作っていくというような企画を持って市にプレゼンされたということをお聞きしました。その企画書を見せてもらう機会がありまして、本当に驚き感心をいたしました。こういう若い武器をもって市は大事にさせていただきたいと思いますので、これからの指定管理施設の将来、特にホテル季古里の3年以降、補助金の関係でもまだまだこれを活用していかなければならないということがあるので、ぜひこの辺りは市長の今後の思いを聞かせていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、有機農業をやっている皆さんが私ところにおいでになりまして、私も説明を聞かせていただきまして、とても前向きで、いろいろなことをお考えのすばらしいご提案だということも申し上げました。ただ、そのときに併せて申し上げましたのは、ホテルなものですから、運営していくには一定の売上げを上げなければいけない。年間数億円という売上げでないと黒字として運営していけないということがあるので、伺うと、その辺りのどうやって集客をする、どうやっておもてなしをするというところが、その点についてはやや弱いところがあるというふうに感じまして、その旨は率直に申し上げました。どうやって売上げを上げるんですかということですね。なので、施設を運営していくということは人も使いますので、小さい施設ならいいんですけど、あれだけ大きなものになって部屋数があると回さないといけない。そうすると、従業員の人の労務管理ももちろん出てきますし、少人数で小さいコテージをやるというのはまたわけが違うものですから、その辺りを現実的に見てやっていく必要があるという趣旨のことを直接というか遠回しにというか申し上げたというような実情でした。

ただ、まだ期間もございます。それから、これから指定管理を受けるであろう方の運営ということもありますし、そういった方とのコラボということもありましょうし、また、市の施設はここだけではありませんし、いろいろなことを研究していただいて、現実的に、これはどうしても商売ということになるものですから、そういった視点も踏まえて採算が取っていただけるようなことの中で、いろいろなご提案のある、夢のあることを実現していただければ大変いいと思いますので、経営と夢と両方兼ね備えた若い方々が出てくださることを願っておりますし、現実に市内ではそういった方が実際活動を随分やられておりますので、また市の施設の運営に対しても、そういった動きが結実することは大いに期待しながら、見守っていきたいと思っておりますのでございます。

○13番（籠山恵美子）

それでは最後に、9月議会の際に私は、株式会社飛騨ゆいは解散すべきではないかと、かなりきついことを言いましたけれども、まだその思いは払拭されないところがありまして、株式会社飛騨ゆいというのは10施設をまとめて経営しているんですけれども、私にはどうしても屋上屋という、そういう印象しかないんです。屋根の上に屋根がある。その上の屋根が株式会社飛騨ゆいという気がしてならないんです。なぜならば、例えば子会社を幾つも抱えたホールディングスという、持株会社という、そういう経営方針のやり方というものもありますけれども、ホールディングスというのは事業拡大とか、経営戦略、そのための持株会社という仕組みで子会社を抱えて

やるわけですが、この株式会社飛騨ゆいはとてもそういう姿は見えません。見えているのは、効率化のために作られた株式会社なのかなという印象しかありません。ですから、もしこの株式会社飛騨ゆいがなくても、市とホテル季古里、市とゆうわ〜くはうす、市とおんり〜湯、神岡町ではそういう形式でやっているわけですから、そういうことで十分やれる。本部の方々は、その人たちの雇用はどうするんだという話になりましたら、それは当然もともといた、例えばやまさち工房に戻っていただく、あるいは公募をすと言って雇用を戻せばいいわけですから、やれないことはないと思いますので、最後に市長の株式会社飛騨ゆいへの思いを教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹市長）

株式会社飛騨ゆいという会社は、ちょうど私が市長になるときにもう決まっていて、なったすぐに立ち上がった会社なんですけど、いろいろなご議論があって、株式会社ねっとかわいとか、株式会社季古里と統合する形になったということだと思います。その姿がよかったのかどうかということになるとよかった面もあるし、個別だったほうがよかったという面も両方あるとは思いますが。

ただ、私自身は株式会社飛騨ゆいという会社があることを前提としてずっと申し上げてきたのは、市有不動産の管理会社ではないということをお願いしてきて、要するに、うちの会社としてこの市の施設の指定管理を受けることが適当ではないと思ったら、どうぞ手を引いてくれということは、一貫して今までも申し上げてきました。現実にはそれで前回もお話しましたが、Y u Me ハウスはそれで手を挙げないということを決められたんですね。今回、市からの求めもありましたけれども、ホテル季古里にも手を挙げないということを手を引かれる。ひょっとすると、これからほかの施設も、もう市からの指定管理は受けないよというふうになっていく可能性は大いにあると思います。そのときに、これも常に申し上げてきたのは、株式会社飛騨ゆいという会社はまちづくり会社であると。市民のいろいろな困りごとに役立つような事業をどんどん展開して行って、気がついたら市の指定管理なんかやっていなかったという形になるのが最も望ましいんだということを、私、一貫してこれは申し上げてきております。これは株主総会の際にもそのことを申し上げておりますし、そういう流れであると思います。現実には、だからこそ、今スクールバスの事業なんかを受けておられますが、非常に黒字に運用されていますけど、これは運転手がいなくて困っていた会社の事業を引き継いで、それでやっておる。それは株式会社飛騨ゆいという会社がバスの運転ができるという、そういった強みがあるからですね。それから、やまさち工房も黒字ですが、あそこも北飛騨商工会がやっていた「ぼっかさ便」、それから雪中酒の事業を引き継いで黒字を出しておられる。これもまちづくり会社としてのあるべき姿だろうというふうに思います。

私は皆さんにもこれは申し上げたいんですが、市有施設の管理会社ではないということなんです。ですので、会社の判断として手を引いていただければ、市のほうに後の指定管理者はどうするのかという問題は投げ返されてくるわけですが、もうそれで十分だと、そういう流れでいいというふうに思っています。ただ、その中で市の出資会社でもあるし、いろいろな市内の関係の金融機関とかJAとかの出資会社であるわけですから、町の課題解決に資するような事業にど

んどん取り組んでいただきたい。これが私の株式会社飛騨ゆいに対する思いでございます。

○13番（籠山恵美子）

2点目に移ります。市民生活支援策の増進・向上のため聖域なき財政見直しをということで質問いたします。

寒さが厳しくなる年末に向けて、長引く物価高騰から市民の暮らしを守る行政が一層重要になるのではないのでしょうか。この10月の消費者物価指数は前年同月比で2.3%上昇。38か月連続プラスであります。食料品は3.8%も上昇しています。先日も、月数万円の年金者が据え置きのためタンクに灯油を目いっぱい入れてもらおうと、1万円近く取られると嘆いておられました。そして、「それでも1か月もたんのやよ。」と付け加えております。そのような市民の生活が飛騨市には今、当たり前のようにあるのです。

1つ目に、まず、せめて早急に生活困窮世帯に福祉灯油券を交付していただきたいと思います。

2つ目に、いきいき券は1冊5,000円として、その倍額発行。そして、物価高騰対策に役立つよう、高齢者をぜひ支援していただきたいと思います。

3つ目に、子育て支援に私は学校給食の無償化を繰り返し訴えてまいりました。ですが、市長は、高等教育にお金がかかるのでそちらを支援したい旨を主張されております。それはどのように実現されているのか、あるいは新年度実現するのか伺いたいと思います。住田議員の質問の答弁で多少触れられましたけれども、奨学金の給付の拡大ということでしたが、それだけなのでしょうか、伺いたいと思います。

4つ目に、年収が103万円を超えると所得税が発生する「103万円の壁」廃止論は、大学生からの声だと先の衆院選で話題になり、臨時国会で今議論されております。しかし、そもそも学ぶのが本意のはずの学生がなぜそこまで働かなければならないのか。この矛盾が解決されておられませんし、手当もされておられません。飛騨市にしても、給付型の奨学金という手当はございません。全国知事会も岐阜県市長会も、学校給食の無償化を国に要望しております。その重要性を認識しているからであります。ぜひ、国、県に先駆けて、市が無償化に踏み出していただきたいと思います。そして、これについても先日、市長が学校給食のことに触れられておりましたけれども、私とはちょっと見解が違うなと思います。

そして、これらの市民生活の暮らしを守るための財源、これを市独自でどうつくるかが今問われています。まずは、特定目的基金など聖域を取り払って、精査をして、絞り込んでいただきたいと思います。市民の命と暮らしを守るために、今こそ市の行政手腕を発揮するときではないでしょうか。ぜひ、意気込みを伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

お尋ねの点、4点ございます。全て私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、生活困窮世帯に福祉灯油券交付を、それからいきいき券の増額発行をという件でございます。

福祉灯油券でございますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度と実施いたしました。令和

3年度は原油価格が急騰した年でありまして、国内も混乱状態でありましたし、飛騨市は寒冷地でありますので冬の間の暖房費が非常に大きいことを考慮いたしまして、国でも財源が交付されたということで実施をしたところがございます。令和4年度、令和5年度もそれが続いていたわけですが、原油価格も高止まりしておりましたし、幸いにして国の財源措置の見通しが得られましたので、同様に各年度9月の補正予算編成時点で福祉灯油券交付を判断しまして、実施をいたしましたということです。

今年度ですが、原油価格としては常態化をしてきております。加えて、国からの財源措置が9月補正の段階では全く見通しが立っておりませんでしたし、議論もされておりましたので、福祉灯油券の実施についてはこの時点で見送ったというのが状況でございます。

一方で、コロナ禍からの流れで四半期ごとに市民生活・経済状況の定点ヒアリング調査というものを行っております。10月の頭に調査共有をした内容を見ますと、特に年金生活者や高齢者世帯、それから公定価格によっている介護、医療機関から光熱費高騰による厳しさを訴える声というものを伺っております。その支援の必要性は大変認識いたしております。ただ、先ほどの福祉灯油券だけを見ましても、令和5年度実績で2,200万円を要するという非常に大きな金額の事業でございます。国の財政支援なくして実施するのは厳しいという判断をいたしております。

ただ、その中で11月22日に国の総合経済対策が発表されまして、この中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加というものが打ち出されております。現在、どの程度の配分額になるのか、それからどのような条件が付されるのかという通知を待っているところでございますが、待っていてから動くとなかなか時間がなくなりますので、今並行して市としての燃料費、物価高騰対策の検討を始めたところでございます。

いきいき券の追加交付も含めまして、これまでの緊急対策の中で大変喜んでいただいたという実績もありますし、求める声大きいというのも承知いたしておりますので、それも併せて今回の追加対策の中で検討してまいりたいという考えでございます。

次に、3点目の子育て支援、4点目の「103万円の壁」を乗り越える財源確保についてということでございます。

議員よりかねてから学校給食費の無償化についてのご主張をいただいているわけでございますし、なかなかここは平行線であるということでございます。この件については、今までも再三内容についても考え方についても申し上げましたけども、その中で子育て世帯の負担というのは高等教育の負担が大きいんだということを申し上げて、その支援の充実をさせたいということはお話ししてきました。

ただ、具体的なエビデンスとなるデータがなかったものですから、いったい子育ての中でどの時期が負担感を感じておられて、それはいったい何の費用なのかということをお明らかにする必要がありますということで、今年8月に18歳以下のお子さんを持つ全世帯を対象に「子育て世帯生活状況アンケート」というものを実施したわけでございます。非常に高い回答率でございまして、統計サンプルとしては十分過ぎるほどの回答が得られました。その結果については既にホームページに公開させていただいておりますし、初日の住田議員の質問に対しても答弁いたしました。重複しますけども、改めてご紹介をいたしたいというふうに思います。

少し数字も変えてご紹介申し上げます。まず、今回の調査につきましては世帯の年間収入を調

査して、クロス集計をかけたというのが特徴でございますけども、子育て世帯の年間収入、600万円から800万円未満という世帯が25%を占めておりまして、最も多かったと。続いて、800万円から1,000万円未満、500万円から600万円未満の世帯がともに16%で次に多かったということでございます。それから、500万円から1,000万円世帯、これをトータルいたしますと、500万円から1,000万円世帯で全体の57%を占めていたということが明らかになりました。それ以降は400万円から500万円の世帯が13%、300万円から400万円の世帯が10%と続いていたということで、8割が300万円以上という形になっていたということでございます。この結果から、子育て世帯の平均年収は600万円前後であると推測できたということでございます。

家計において負担の大きい支出を聞きましたところ、全体を通じてなのですが、多い順に食費、光熱水費、住宅ローンということでございまして、生活を維持するための基本的な費用を負担に感じておられるということが判明をいたしました。その次に教育費が来るのですが、その教育費に限定して特に負担になっている費用を質問したところ、一番多いのが学費36%、次に習い事18%、学習塾代17%、部活動・クラブ活動費が15%ということございました。議員ご質問の、かねてからご主張のある給食費については4%ということございまして、生活費全体の中で、教育費の順番がそもそも4番目、その中でも4%ということを考えますと、データから見る限り支援の優先順位は低いと判断せざるを得ない結果が出たと考えております。

子供にかかる月額費用につきましては、子供1人に対して食費、通信費、生活用品、保育園、学校、習い事などにかかる費用の総額が平均で1か月当たり4万3,000円程度かかるという回答になっておりまして、そのうち学校や保育園にかかる費用が1万4,000円弱、習い事にかかる費用は1万円弱という結果でございます。この点につきまして、市の政策を改めて検討しておるわけでありまして、子育て世帯に対する経済的支援としては、既に市単独で入園・入学準備品購入費の助成、それから18歳までの福祉医療費の助成ということを行っておりますし、令和6年度は子育て応援クーポンを発行いたしまして、物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図ってきたところでございます。

そうしますと、この全体の結果から見て、特に負担感が大きい低所得者世帯から大学進学など大きな教育費を負担している世帯まで、全体に大きいのがやはり高等教育、それから部活動、こうしたところということになってまいりますので、再度この辺りについて検討いたしまして、これは住田議員の質問にお答えしておりますけども、現在、奨学金の貸付対象者の拡大、それから住民税非課税世帯を対象としている各種支援策の対象を均等割世帯まで拡充する。それからスポーツ活動充実交付金、これを文化系の部活あるいは団体に所属されているお子さんにも拡大をいたしまして、負担感があるところを少しでも支援したいというふうに考えておるところでございます。

議員からは、財源として特定目的基金の聖域を取り払って活用したらどうかというご提案がございましたけども、特定目的基金はそのために、しかもずっと必要になっていくということを見越して、その事業のみに充てるということで条例で定めて造成している基金でありますから、政策、その聖域を取っ払って全部使えるようにしてしまったら、これはもう財政的な自殺行為だというふうに思っております、本来の目的以外に使うという考え方は持っていないということで申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

午後0時を回ると思いますが、このまま進めさせていただきます。

○13番（籠山恵美子）

いつも生活困窮者という住民税非課税世帯がボーダーラインでしたよね。それを均等割世帯まで引き上げるということで大変ありがたいなと思いますけれども、要するにボーダーラインが引き上がることによってどのぐらい予算が必要となるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今ちょうど試算をしながら予算編成を進めておりますが、実はかなり住民税非課税世帯でカバーをされているという実態もございまして、恐らく予算的にはそんなに大きな負担にはならないのではないかと。むしろ、それによってボーダーの方が救われることがあるということが大事だというふうに考えておりますので、これは先ほども申し上げましたように市のいろいろな事業を全部見直しまして、全てに対してそういう措置を取っていきたいというふうに考えておりますので、どこからいっても安心していただけるようになるのではないかなと思います。

○13番（籠山恵美子）

市長が今言われた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、私たちは地方創生臨時交付金なんて頭に入れていますが、これが11月のついこの間、増額が閣議決定された。これの飛驒市に入ってくるのがどのぐらいかということは、まだはっきりしないんでしょうけれども、これで大分細々とした生活支援は十分できるのではないかなと思って期待します。

子育て支援ということで言うと、私は学校給食にこだわっているというのは、それは市長は見解を述べられて、まず1つには、選挙の公約で人気取りのように学校給食がなっているのではないかなというようなことも言われたことがありますし、それから今回はこうやって学校給食の無償化を望む回答はそれほどではなかったということがありましたが、つまり、学校給食を無償化することで何がいいかといったら、学校給食はどの子どもみんな同じように供するわけです。

実は、義務教育は無償だと言われながら、隠れ教育費というものが大変話題になっておりまして、義務教育では教科書代だけが無償ですけれども、それ以外にかかる副教材費というものが大変高くなっています。「隠れ教育費」という本まで出して、研究している大学の先生もいらっしやって、保護者が負担する学校費用の例ですけれども、大変な額になっているわけです。小学校で隠れ教育費、いわゆる副教材費などにかかるのが年間11万円、中学校で16万円、これは全国平均ですから多少誤差はあるかもしれませんが、こういうように義務教育ですごく負担があるんです。もちろん高等教育にお金がかかるのも分かりますし、そういうところを支援して下さるのは本当にありがたいし、結構ですけれども、一番政治が責任を持たなければならない義務教育、これをもうちょっと保護者負担を減らして、子供たちを安心して学校に通わせられる、学ばせることができる、そういう状態にすることがイの一番ではないかなと思っているんです。そのときに、教材費と言っても様々ですから、まず誰でも食べる学校給食を無償にすることができた

ら、これはすぐにできるのではないかと思っているわけです。それで学校給食をしつこく言うんですけれども、考え方としては、学校給食費の無償化という言葉に象徴される義務教育の負担軽減なんです。ですから、そういうことで言いますと、もっともっと義務教育のところで負担を軽くしていただきたい。これは教育委員会にもお願いしたいと思います。今回は市長が高等教育の支援に力を入れるということで、奨学金の拡大、様々説明されましたけれども、これも大事なことですけれども、義務教育にはもっともっと大きな行政の責任があるんだということは忘れていただきたいと思います。

それから細々とした生活支援ですけれども、特に福祉灯油券、それからいきいき券、子育て支援で学校給食のことも言いますが、みんな大変楽しみにしているし、期待をしています。学校給食の無償化はこのアンケートの回答では少ないと言いますが、私はその奥にある、特にお母さん方の思いというのを随分聞いております。「学校給食の無償化、どう。」という話をしますと、「大変うれしい。」と。でも、安かろう、悪かろうでは困るんだと。つまり、安いどころかただにしてもらったら、そのついでに給食の質が落ちて意見は言えない。それでは困る。子供には質のいい給食を出してもらいたい。だから学校給食の無償化はうれしいけれども、なかなか声に出して言えない。こういうことを幾つも聞きました。それはこの回答にはなかなか出てこない、奥にあるお母さんたちの本当に率直な思いの1つだと思います。このことはぜひ受け止めていただきたいと思います。

そしていきいき券も、今拡充を検討されているようですので、ぜひお願いしたいと思います。本当に高齢者の方々は灯油の高さに本当に辟易しております。かつて灯油を買うお金もなく、こたつの枠のところに布団をかけて、その中に湯たんぽを入れてこたつ代わりにしているというおばあちゃんがおられました。この物価高騰の中では、そういうケースがさらに増えているかもしれない。ぜひそういう方々の声も町のあちこちで大いに拾っていただいて、そして今のように生活困窮世帯のラインをもうちょっと引き上げていただいて、様々な市民のための生活支援に尽力していただきたいと思います。どうかこの冬もぜひ暖かい冬を迎えられるように、皆さんの尽力をお願いして質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆日程第19 議案第102号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第29 議案第112号 令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（井端浩二）

次に、日程第19、議案第102号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第29、議案第112号、令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算（補正第1号）までの11案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案の概要を説明する前に、今回の追加上程に至る経緯につきまして少しご説明を申し上げます。

通常ですと、人事院勧告に伴います条例改正及び補正予算につきましては、秋の国会において人事院勧告に係る各種法案が提出され、それに基づいて市の12月定例会に上程しておるところでございますが、今回は秋に衆議院が解散したことに伴い、国の法案提出が遅れており、その動向を注視している状況でございました。

そのような中、11月29日に閣議決定されたこと及び同日に総務省のほうから地方公務員の給料改定の時期につきまして、従来までの「国に先行して行うことのないようにすること。」から、今回「地域の実情を踏まえ適切に判断すること。」に表現を変更した通知が出されたことを踏まえ、各自治体の実施動向も含めて総合的に判断し、今回追加上程するものでございます。

それでは、本定例会に追加して上程させていただきます議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第102号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第107号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案につきましては、人事院勧告に基づきます、それぞれの改正となります。主な改正点ですが、給料の平均改定率は3.0%及び期末勤勉手当を合わせて0.1か月引き上げるものでございます。

次に、議案第108号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）から、議案第112号、令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算（補正第1号）までの5議案につきましては、同じく人事院勧告及び職員の異動等に基づく補正予算となります。

以上で提出議案の説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第86号から議案第97号までの12案件及び議案第102号から議案第107号までの6案件の合計18案件につきましては、お手元に配付した常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第98号から議案第101号までの4案件及び議案第108号から議案第112号までの5案件の合計9案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日、12月7日から12月11日までの5日間は、常任委員会、予算特別委員会審査のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、12月7日から12月11日までの5日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は12月12日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後0時15分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 井端 浩二

飛騨市議会議員（6番） 上ヶ吹 豊孝

飛騨市議会議員（7番） 森 要